住所　新潟県柏崎市柳橋町９番27―201号
文官日　昭和48年７月７日生
朱香玉　昭和51年11月10日生
文正宇　平成21年２月19日生
住所　島根県松江市西川津町4274番地
孫樹林　昭和32年12月29日生
礼連義　昭和31年３月６日生
住所　千葉市稲毛区小中台町531番地１
孫燦　昭和60年７月７日生
住所　滋賀県草津市野路１丁目10番18―1702号
朴銀姫　昭和41年11月19日生
徐冬平　平成２年１月23日生
住所　埼玉県入間市大字下藤沢562番地
石銀姫　昭和57年７月20日生
住所　岐阜県加茂郡白川町黒川152番地２
鄭煥栄　昭和57年９月10日生
住所　横浜市鶴見区矢向１丁目18番２―404号
黄玉子　昭和56年７月20日生
住所　横浜市都筑区川向町1296番地５
任博　昭和54年６月25日生
住所　千葉県富里市日吉台５丁目17番地３
趙来鉞　昭和47年８月19日生
于文穎　昭和52年４月11日生
住所　神戸市兵庫区下沢通７丁目１番19―103号
**斉偉**偉　昭和57年10月10日生
住所　神戸市中央区元町通３丁目15番10号
趙青　昭和61年３月15日生
住所　神戸市中央区東雲通１丁目６番15号
于長宝　昭和31年８月31日生
于龍躍　昭和58年３月８日生
住所　山形市蔵王半郷763番地５
オーロラ・パメラ・ルナ・ナカジマ　昭和51年11月25日生
ナタニエル・ルナ　平成７年９月22日生
住所　東京都北区赤羽北２丁目15番１―1107号
禹相起　昭和54年９月11日生
住所　東京都足立区西保木間４丁目１番４―508号
任萍　昭和45年７月17日生
住所　東京都杉並区荻窪２丁目23番２号
柯亭　昭和57年12月23日生
住所　東京都墨田区文花３丁目19番３号
魏友堅　昭和46年２月１日生
魏伝錦　平成10年３月12日生
**魏綺**櫻　平成19年10月30日生
住所　東京都国分寺市東戸倉２丁目３番地47号
包詩鳳　昭和44年７月７日生
住所　福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈1204番地
鄭綺麗　昭和46年12月23日生
住所　東京都新宿区四谷４丁目31番地
李雁飛　昭和56年１月25日生
住所　大阪府岸和田市小松里町2188番地
林暁敏　昭和57年10月３日生
住所　大阪府四條畷市二丁通町５番18号
于慧娟　昭和56年10月16日生
住所　大阪府守口市八雲西町２丁目16番20―105号
姜莉　昭和52年11月21日生
住所　茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2635番地33
林芳　昭和48年８月16日生
住所　栃木県大田原市須佐木1577番地
郭偉　昭和44年10月８日生
住所　東京都小平市喜平町１丁目６番８―407号
郭一然　平成４年11月10日生
住所　千葉市稲毛区園生町451番地15
張暁晶　昭和57年２月26日生
住所　千葉県船橋市夏見４丁目35番３号
馬烈　昭和48年３月13日生

## ○外務省告示第百四十八号

平成二十四年三月二十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十八年十一月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャカルタ都市高速鉄道計画の調査・設計等のための役務の供与の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年十二月二十二日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

## ○外務省告示第百四十九号

平成二十四年三月三十日にプライアで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カーボヴェルデ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカーボヴェルデ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六十一億八千六百万円（六、一八六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、送配電システム整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カーボヴェルデ共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、カーボヴェルデ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が(c)計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後九年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カーボヴェルデの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カーボヴェルデ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カーボヴェルデ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカーボヴェルデ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカーボヴェルデ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カーボヴェルデ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカーボヴェルデ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカーボヴェルデ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税